議案第63号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

取手市国民健康保険税条例(昭和48年条例第32号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

地方税法施行令の改正を踏まえ、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、 基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げるほか、所要の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例(昭和48年条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(国民健康保険税の減額)

- 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民 健康保険税の納税義務者に対して課する 国民健康保険税の額は,第3条第2項本文 の基礎課税額からア及びイに掲げる額を 減額して得た額(当該減額して得た額が6 3万円を超える場合には,63万円),同条 第3項本文の後期高齢者支援金等課税額 からウ及びエに掲げる額を減額して得た 額(当該減額して得た額が19万円を超え る場合には,19万円)並びに同条第4項本 文の介護納付金課税額から才及びカに掲 げる額を減額して得た額(当該減額して得 た額が17万円を超える場合には,17万円) の合算額とする。
 - (1) 法第703条の5に規定する総所得金 額及び山林所得金額の合算額が,43万 円(納税義務者並びにその世帯に属する 国民健康保険の被保険者及び特定同一 世帯所属者のうち給与所得を有する者 (前年中に法第703条の5に規定する総 所得金額に係る所得税法(昭和40年法 律第33号)第28条第1項に規定する給 与所得について同条第3項に規定する 給与所得控除額の控除を受けた者(同条 第1項に規定する給与等の収入金額が5 5万円を超える者に限る。)をいう。以下 この号において同じ。)の数及び公的年 金等に係る所得を有する者(前年中に法 第703条の5に規定する総所得金額に 係る所得税法第35条第3項に規定する

- (国民健康保険税の減額)
- 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民 健康保険税の納税義務者に対して課する 国民健康保険税の額は,第3条第2項本文 の基礎課税額からア及びイに掲げる額を 減額して得た額(当該減額して得た額が6 3万円を超える場合には,63万円),同条 第3項本文の後期高齢者支援金等課税額 からウ及びエに掲げる額を減額して得た 額(当該減額して得た額が19万円を超え る場合には,19万円)並びに同条第4項本 文の介護納付金課税額から才及びカに掲 げる額を減額して得た額(当該減額して得 た額が17万円を超える場合には,17万円) の合算額とする。

改正前

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が,33万 円を超えない世帯に係る納税義務者 公的年金等に係る所得について同条第 4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り,年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい,給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

アからカまで (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が,43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては,43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからカまで (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が,43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては,43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

アからカまで (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が,33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからカまで (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が,33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

アからカまで (略) 付 則

1 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保 険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する 国民健康保険の被保険者若しくは特定同 一世帯所属者が,前年中に所得税法第35 条第3項に規定する公的年金等に係る所 得について同条第4項に規定する公的年 金等控除額(年齢 65 歳以上の者に係るも のに限る。)の控除を受けた場合における 第21条の規定の適用については、同条中 「法第703条の5に規定する総所得金額 及び山林所得金額」とあるのは「法第703 条の5に規定する総所得金額(所得税法第 35条第3項に規定する公的年金等に係る 所得については、同条第2項第1号の規定 によって計算した金額から15万円を控除 した金額によるものとする。)及び山林所 得金額」と、「110万円」とあるのは「125 万円」とする。

3から17まで (略)

アからカまで (略) 付 則

1 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保 険税の課税の特例)

2 当分の間,世帯主又はその世帯に属する 国民健康保険の被保険者若しくは特定同 一世帯所属者が,前年中に<u>所得税法(昭和 40年法律第33号)</u>第35条第3項に規定す る公的年金等に係る所得について同条第 4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を 受けた場合における第21条の規定の適用 については,同条中「法第703条の5に規 定する総所得金額」とあるのは,「法第70 3条の5に規定する総所得金額(所得税法 第35条第3項に規定する公的年金等に係 る所得については,同条第2項第1号の規 定によって計算した金額から15万円を控 除した金額によるものとする。)」とする。

3から17まで (略)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
 - (適用区分)
- 2 この条例による改正後の取手市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の 年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税につ いては、なお従前の例による。